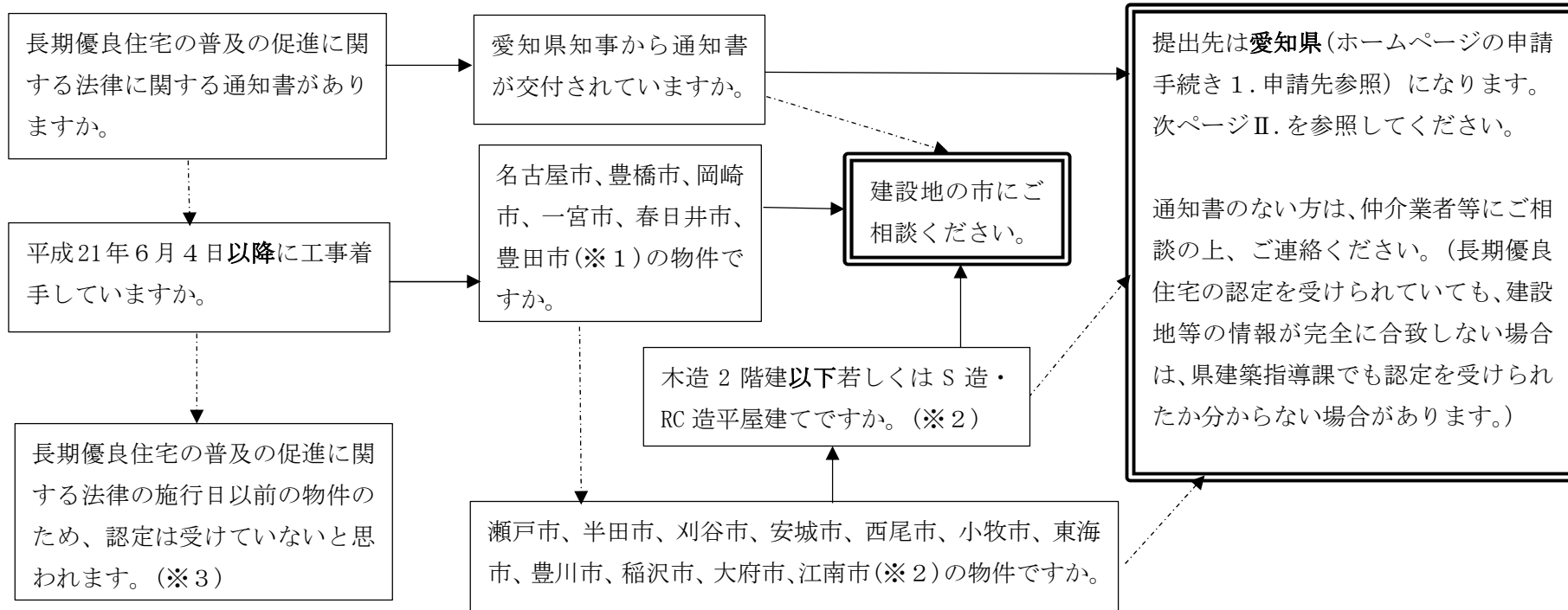


I. 地位の承継の承認申請について $\longrightarrow$ はい $\cdots\cdots\cdots$ いいえ



(※1)特定行政庁（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市）の物件は全て市で認定をしています。

(※2) 限定特定行政庁（瀬戸市、半田市、刈谷市、安城市、西尾市、小牧市、東海市、豊川市、稲沢市、大府市、江南市）の物件は

- ①S造、RC造・・・2階以上（又は）延べ200㎡超
②木造・・・3階以上（又は）高さ16m超（又は）延べ300㎡超
③道路・日影などの建築基準法許可

上記①～③のいずれかにも該当しない物件は市で認定をしています。

(※3)平成21年6月3日以前の工事着手であっても、増改築の認定を受けている場合があります。(愛知県全体で数件の実績です)

Ⅱ. 地位の承継の承認申請の手続きについて

○地位の承継をうけられる方（新しく住宅を取得する方）本人が申請する場合

承認申請書（第七号様式）、所有権移転が分かる書類（建物登記謄本写し、売買契約書写し等）これらの書類を **2** 部
認定長期優良住宅の認定計画実施者の連絡先の届出（様式第23号）を 1 部
上記の書類を提出してください。

○地位の承継をうけられる方（新しく住宅を取得する方）の代理人が申請する場合

承認申請書（第七号様式）、所有権移転が分かる書類（建物登記謄本写し、売買契約書写し等）、委任状これらの書類を **2** 部
認定長期優良住宅の認定計画実施者の連絡先の届出（様式第23号）を 1 部
上記の書類を提出してください。

※記入の際は、別添記入例を参考に記載してください。（記載例はよくある申請を基に作成しておりますので、全ての方に当てはまるわけではありません。）

※2部提出していただいた書類の1部と承認通知書を交付いたします。（交付までの期間は、訂正等がない場合、土日祝日・年末年始を除く1週間程度です。）

※申請先等は、ホームページの「長期優良住宅の申請手続き」の「1. 申請先」をご参照ください。